平成２８年（フ）第２９７号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目６番１号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
大阪府南河内郡河南町一須賀775―３―106、住民票上の住所大阪府富田林市若松町１丁目７番３―204号
債務者　木村　弘徳
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
大阪府河内長野市喜多町513番地の１　喜多サンライズ201号
債務者　寺師　礼子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目14番13号
債務者　本吉裕美子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
堺市西区津久野町１丁１番１―531号
債務者　倉　　浩一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
堺市南区宮山台１丁６番５―308号
債務者　林　　雅子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
沖縄県糸満市字大里2062番地の135
債務者　上江洲清二
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６９９号
大阪市港区南市岡３丁目１番12―302号
債務者　小尻　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８９号
大阪市淀川区東三国５丁目７番９号さつきマンション　207号
債務者　濱田　智美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４５号
東京都西東京市泉町１丁目14―12―203
債務者　川口　隼人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４８号
東京都町田市中町４丁目９―21―101
債務者　宮本　真衣
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８３号
東京都葛飾区亀有４丁目２―９―403
債務者　中城　輝行
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８４号
東京都葛飾区新小岩１丁目56―10―404
債務者　藤田　宇彦
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８５号
東京都江戸川区船堀１丁目１―２―920
債務者　本多　厚子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８８号
東京都八王子市上柚木３丁目16―３―1106
債務者　加藤　晴美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９０号
東京都足立区千住東２―17―１　第二ルフランコーポ202　石山方、住民票上の住所東京都足立区千住３丁目25　姫路ビル４Ｆ
債務者　高山　和徳
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９１号
東京都足立区保木間３丁目12―５―301
債務者　伊藤　明子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部